

亀里油免Ⅱ遺跡

—都市計画道路下川亀里線工事に伴う埋蔵文化財発掘調査—



2004

前橋市埋蔵文化財発掘調査団

目 次

はじめに	1
遺跡の位置	2
調査に至る経緯	3
調査の経過	4
遺跡の地層	5
水田跡の概要	6
まとめ	10

角里油免田遺跡

例 言

- 1 この報告書は都市計道路下川角里線（予定）工事に伴う発掘調査に関するものである。
- 2 調査は前橋市埋蔵文化財発掘調査会が実施した。
- 3 発掘調査の要項は以下のとおりである。
調査場所 前橋市角里町903番1他
発掘担当者 大崎和久・福貫綾子・遠藤たか美
発掘調査期間 平成16年4月19日～平成16年5月31日

はじめに

亀里油免Ⅱ遺跡が所在する群馬県前橋市は、北に関東平野を一望できる雄大な赤城山を望み、西に榛名山を仰ぎ、板東太郎として名高い利根川や、詩情豊かな広瀬川が市街地を貫流する、水と緑にあふれた美しい県都です。

前橋市域の赤城山南麓や前橋台地上には、旧石器時代から近世に至まで、人々の生活の痕跡を示す遺跡・遺物が数多く存在します。古墳文化の時代には、大室4古墳をはじめ国指定史跡となっている古墳が9基あり、東国の中心とも言える文化を築きました。続く律令政治の時代に入ると元総社の地に上野国府が置かれ、山王庵寺、国分寺、国分尼寺が立ち並ぶ一大政治文化圏が形成されました。さらに近世では、利根川をはさんで前橋城と総社城が形成され、近世に至っては生糸の主要生産地として繁栄しました。このように前橋は歴史が織り成す様々な情景に満ちています。

今回発掘調査を実施した亀里油免Ⅱ遺跡では、平安時代の水田跡が検出されました。そして、この水田跡は、当時の土地区画制度である「条里制」に基づき整備されていたことも確認できました。本遺跡地は、前橋市の南西部に広がる穀倉地帯であることから、古代から生産の場として利用されてきたことが窺えます。

最後に、本発掘調査実施にあたりご理解とご協力を賜りました株式会社ペイシア、市関係部局、地元関係者の方々に感謝を申しあげます。本報告書が市研究の一助となり、また考古学研究の参考となれば幸いと存じます。

平成17年3月

前橋市埋蔵文化財発掘調査団
団長中原恵治



遺跡の位置

亀里油免II遺跡は、前橋市亀里町に所在し利根川左岸に位置する。北北東に赤城山、北西に榛名山を望み、南東方向には関東平野の水田地帯が広がる。遺跡地の南端東側には下川瀬公民館が隣接し、西方200mには県立産業技術センターがある。

本遺跡周辺では近年、北関東自動車建設や県道前橋長瀬線バイパス整備などをはじめ、様々な開発が進められており、それに伴う埋蔵文化財発掘調査が各所で実施されている。



1 亀里油免II遺跡 住…住居址、水…水田址、柱…掘立柱建物

時代	古墳				奈良平安				中・近世			
	住	水	住	水	柱	畠			住	水	柱	畠
2 亀里鉢面遺跡				○	○		3 横手湯田遺跡		○	○	○	○
4 横手湯田II遺跡	○	○	○	○			5 鶴光路鍵引遺跡			○	○	
6 西田遺跡	○	○	○	○			7 西田III遺跡			○		
8 鶴光路横橋II遺跡		○					9 徳丸高理田遺跡			○	○	
10 宮地中HII遺跡			○				11 川曲遺跡		○			
12 狩阿内城内遺跡				○			13 横手早稻田遺跡		○	○	○	○
14 横手井戸南遺跡	○	○	○	○	○	○	15 亀里平塚遺跡		○	○	○	○
16 横手宮田遺跡			○				17 亀里鉢面II遺跡			○		

亀里油免II遺跡・周辺の遺跡（国土地理院 地形図 1:25,000）

調査に至る経緯

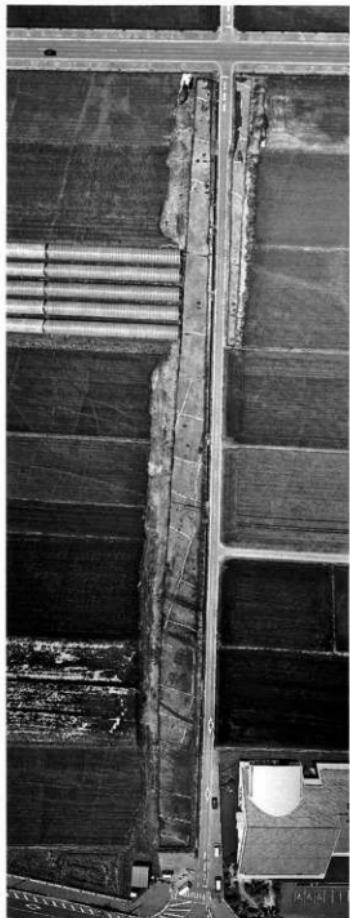
平成16年4月6日付で都市計画道路下川亀里線（予定）に伴う埋蔵文化財発掘調査依頼が依頼者である株式会社ペイシア 代表取締役 土屋 嘉雄 氏より前橋市教育委員会に提出された。依頼者代理人立ち会いのもと確認調査を実施したところ、浅間Bテフラ（As-B鉱石：1108年、天仁元年）に覆われた平安時代末期の水出跡を検出したため、依頼者代理人、市関係部局、市教育委員会との三者協議・調整を重ねた結果、4月下旬をめどに市教育委員会が組織する前橋市発掘調査班が発掘調査を実施することとなった。なお、本遺跡の名称は当該地区的町名小字名を採用し、2次調査を意味するローマ数字Ⅱをつけ亀甲油免Ⅱ遺跡とした。



グリッド設定図

調査の経過

平成 16 年 4 月 19 日、西側調査区の表土掘削を開始した。東西の調査区それぞれに隣接する麦畠の一部を残土置き場として使わせていただけたので、重機による掘削土は直ぐ脇の残土置き場に置け、また浅間 B テフラ層までの層厚も 30 cm 程度と浅かったこともあり、ほぼ 5 日で西側調査区の重機での掘削が終わった。翌週 4 月 24 日より東側調査区の重機による掘削と、作業員による西側調査区の B 軽石の除去等の精査を開始した。東側調査区の表土掘削を 4 月末に終え、途中ゴールデンウィークをはさみ 5 月 21 日東西両調査区共に精査を完了した。5 月 24 日委託による空撮測量を実施し、5 月 31 日には現地調査全行程を終了した。



▲調査区全景 上が北



▲中世以降の溝土層状況 (W-13) 西から

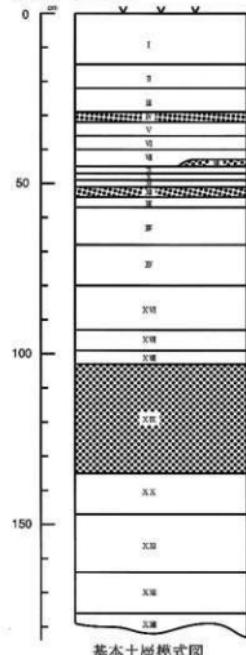


▲中世以降の溝跡 (W-11 他) 西から

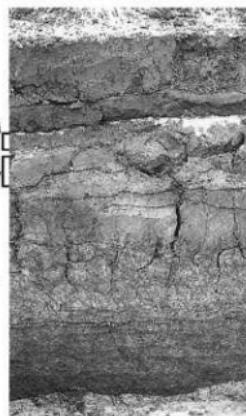


▲中世以降の列状痕 西から

遺跡の地層



- I層 灰色作土
- II層 白色輕石混じり灰色土
- III層 灰褐色砂質土
- IV層 成層テフラ層 (浅間Bテフラ)
 - 4層からなり、上位より
 - 黄灰色粗粒火山灰層 (2.0cm)
 - 青灰色細粒火山灰層 (0.2cm)
 - 褐色輕石帶 (0.7cm)
 - 青灰色砂質粗粒火山灰層 (0.3cm)
- V層 黑灰色粘質土 (平安時代の水田作土)
- VI層 單灰色粘質土
- VII層 白色輕石混じり灰色土 (標名二ツ岳洪川テフラを含む)
- VIII層 白色粗粒火山灰混じり黄灰色細粒火山灰層 (標名二ツ岳洪川テフラ)
- IX層 暗灰色粘質土
- X層 單灰色土
- XI層 灰色砂質層 (洪水層)
- XII層 灰色粗粒火山灰混じり暗灰色粘質土 (浅間C輕石を含む)
- XIII層 單灰色粘質土
- XIV層 黑白色輕石混じり灰色砂質土 (浅間C輕石を含む)
- XV層 暗灰色粘質土
- XVI層 黄色灰色砂質シルト
- XVII層 若干褐色がかった灰白色砂質シルト
- XVIII層 黄灰色砂質シルト
- XIX層 成層したテフラ層 (浅間C鼻黃色輕石)
- XX層 若干青みを帯びた砂混じり灰白色シルト層
- XXI層 砂混じり灰白色シルト層
- XXII層 若干褐色がかった灰白色砂質シルト層
- XXIII層 背後混じり灰白色砂質シルト層



▲層位



浅間Bテフラ降下等厚線図 (新井 1979)

群馬県域平野部に分布する後期更新世以降に形成された地層の中には、浅間や標名など北関東地方とその周辺の火山、中部地方や九州地方などの火山に由来するテフラ（火山碎屑物、いわゆる火山灰）が多く認められる。テフラの中には、噴出年代が明らかにされている指標テフラがあり、これらとの層位関係を遺跡で求めることで、遺構の構築年代や遺物包含層の堆積年代などを知ることができるようになっている。

今回の調査において、駿府遺構が検出されたのは、浅間Bテフラ直下層（V層）である。

浅間山は今から1万年前までの間に大規模な噴火活動を4回起こしている。そして、偏西風の影響を受けて、関東一円に軽石等の噴出物を降らせた。中でも浅間Bテフラを降らせた平安時代末期の天仁元年（1108年）の噴火が最大規模のものだった。この噴火により群馬県下で

は、右図のように多量の軽石が堆積し、広範な荒地が一挙に出現する。近年群馬県下では、この浅間Bテフラ直下層の水田跡がいたるところで発見され、当時の様子が解明されつつある。

調査の概要

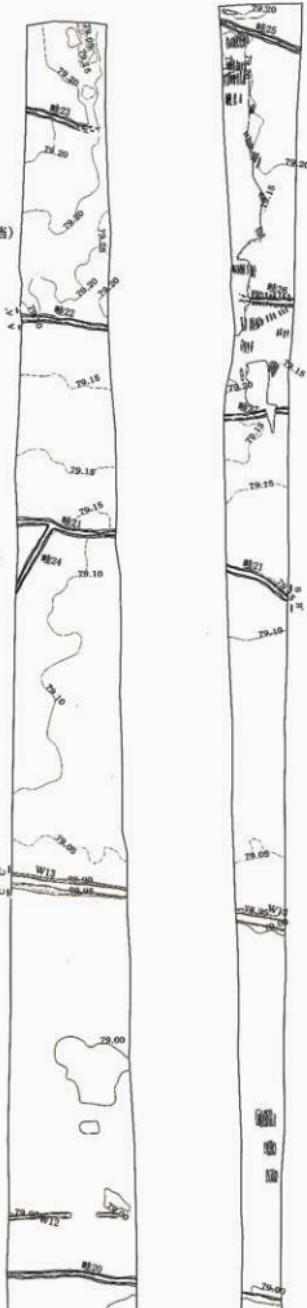


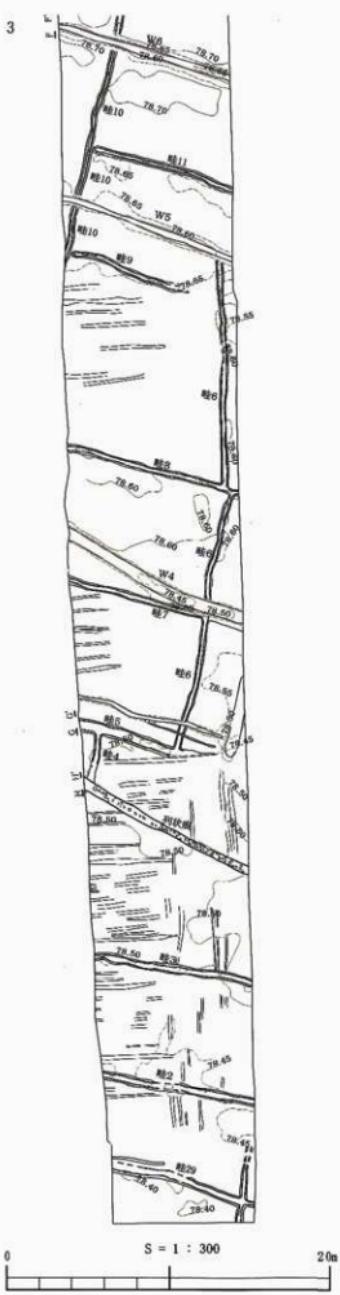
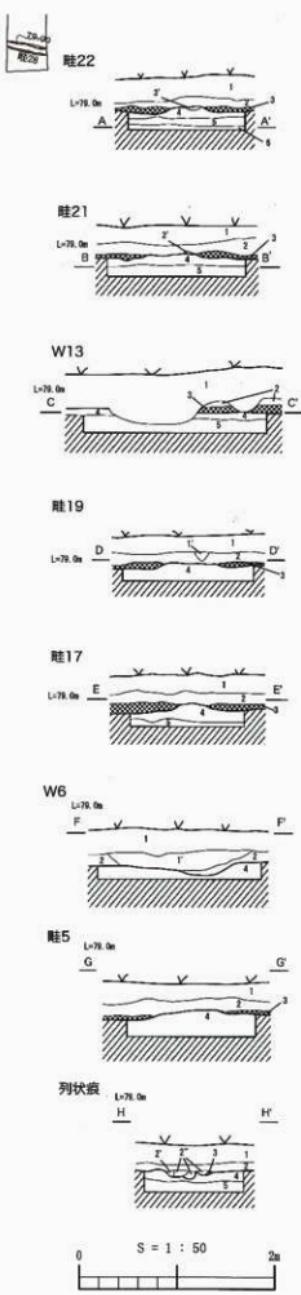
1



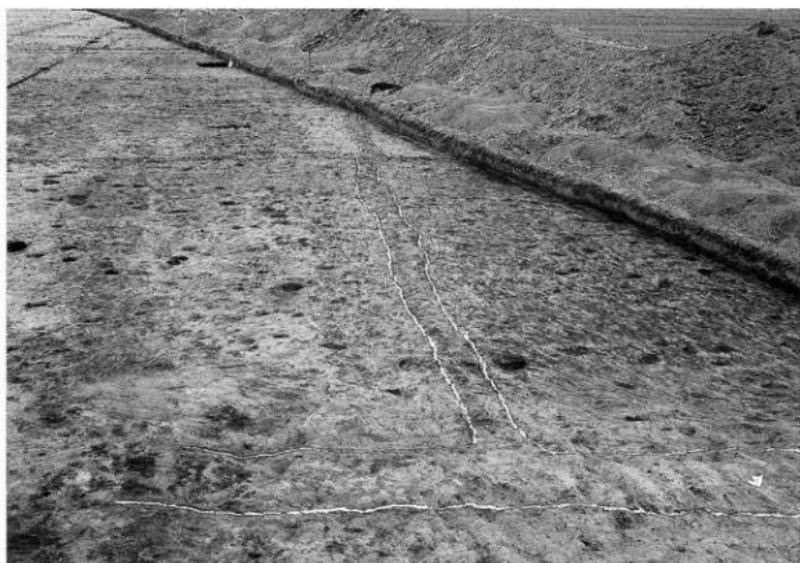
遺構全体図

- 1 層 灰色作上、現耕作土（基本土層 I, II 層相当）
- 1' 層 1層とほぼ同じ、若干軽石を含む（〃 II 層相当）
- 2 層 灰褐色砂質上、B 軽石と作土の混じりで
締まり、粘性はない（〃 III 層相当）
- 2' 層 2層とほぼ同じ、砂質分がやや多い
- 2'' 層 2層に黄色ブロックを含む
- 3 層 成層テフラ層、As-B準上層（〃 IV 層相当）
- 4 層 黒灰色粘質土 締まり、粘性が強い
平安時代の水田耕作土（〃 V 層相当）
- 5 層 暗灰色粘質土（〃 VI 層相当）
- 6 層 暗灰色粘質土 5層に比べ黒色（〃 IX 層相当）





等セクション図



▲竪 19（手前）・竪 18（T字状に接する）北から



▲竪 5 断面（竪上面は削平されている）西から



▲竪 17 断面（両端にB軽石が堆積）西から

今回の発掘調査では、層厚2~8cmの浅間Bテフラ（As-B軽石:1108年、天仁元年）に覆われた平安時代の水田跡がほぼ良好な形で検出された。調査区の東西幅が約8mと限られていたため、完全な一区画をなしている水田は検出できなかった。

東西の調査区合わせて38枚の水田面と28条の畦畔が確認でき、南北方向の畦畔はN-0°を中心にして東・西に15°以内の傾きをもち、ほぼ北に延びている。それに対し、東西の畦畔はほぼ90°で十字に交差するラインを維持している。

畦畔の規模は、下幅約30~50cm、水田面からの高さは最大で8cmを測り、総じて緩やかな台形を呈している。

水田面の傾斜は、概ね北→南であるが、調査区北側では北西→南東に傾いている。

水口は、畦畔の交差する位置の3ヵ所（竪10・竪9・竪10・竪11、竪10・竪13）で確認された。西調査区北側付近では、牛馬のものと思われる足跡列が検出されている。同じく西調査区南側では、列状に並ぶ穴（列状痕）が確認された。

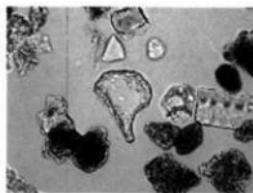
水田に伴う遺物は、出土していない。（遠藤）

竪畔番号	グリッド	走向	上幅(cm)	下幅(cm)	高さ(cm)	方 向	水 口	備 考
1	(X13,Y55) ~ (X15,Y55)	N=82°-E	32	52	5	東西		カクランにより中央一部不明
3	(X12,Y53) ~ (X15,Y53)	N=89°-E	32	50	3	東西		
5	(X11,Y49) ~ (X13,Y50)	N=85°-W	44	80	4	東西		東側、上位の耕作により削平され不明、幅広
6	(X12,Y42) ~ (X13,Y49)	N=2°-W	30	45	4	南北		溝2から南側不明
7	(X11,Y47) ~ (X13,Y48)	N=88°-W	19	48	5	東西		畦畔6と交差、溝4に削平され北側不明
8	(X10,Y45) ~ (X13,Y46)	N=83°-W	25	45	5	東西		畦畔6と交差
9	(X9,Y42) ~ (X11,Y43)	N=79°-W	20	45	8	東西	西1ヶ所	カクランにより東側途中から不明
10	(X8,Y28) ~ (X9,Y43)	N=12°-W	30	50	7	南北		畦畔14から東側蛇行
11	(X9,Y41) ~ (X12,Y41)	N=84°-W	15	45	4	東西	西1ヶ所	
12	(X9,Y38) ~ (X11,Y38)	N=89°-W	20	35	3	東西		畦畔10とT字に接する
13	(X9,Y38)	N=90°-W	19	40	4	東西	中央1ヶ所	西側途中から不明
14	(X7,Y34) ~ (X9,Y35)	N=77°-W	25	45	4	東西		畦畔10とT字に接する
15	(X7,Y31) ~ (X9,Y32)	N=87°-W	19	42	4	東西		畦畔10と交差
16	(X6,Y29) ~ (X9,Y29)	N=85°-E	20	50	3	東西		畦畔10と交差
17	(X6,Y25) ~ (X8,Y26)	N=90°-W	20	34	5	東西		畦畔18と交差
18	(X6,Y23) ~ (X6,Y27)	N=2°-E	19	39	4	南北		畦畔17と交差、畦畔19とT字に接する
19	(X4,Y23) ~ (X7,Y23)	N=87°-W	45	72	3	東西		畦畔18とT字に接する、西側カクランにより不明、細広
20	(X4,Y19) ~ (X6,Y20)	N=83°-W	25	48	3	東西		東調査区に延長
21	(X2,Y8) ~ (X3,Y8)	N=85°-W	25	49	3	東西		東調査区に延長、東側に蛇行
23	(X0,Y2) ~ (X1,Y2)	N=84°-W	19	40	2	東西		カクランにより東側途中から不明
24	(X2,Y8) ~ (X2,Y9)	N=15°-E	29	45	2	南北		畦畔21とT字に接する
27	(X5,Y6)	N=72°-E	22	39	3	東西		東調査区、東側カクランにより1部不明

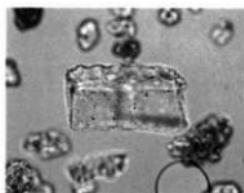
畦畔測定表



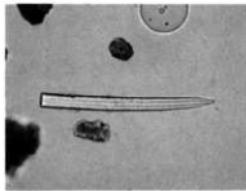
イネ Y層



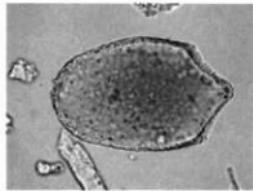
イネ Y層



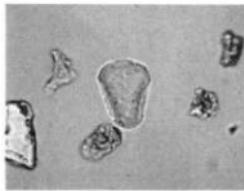
キビ属型 IX層



海綿骨針 V層



ヨシ属 X層



スキ属型 IX層

— 50 μm —

プラント・オパール顕微鏡写真(古環境研究所)

まとめ

水田跡の検証

5カ所の深船による土層観察では、浅間Bテフラ直下層以外に畦畔もしくは耕作面を確認することができなかつたが、プランツ・オバール分析の結果、畦畔遺構が検出された浅間Bテフラ直下層（基本土層のV層）では、イネが多く量に検出され、同層で稲作が行われていたことが分析的に検証された。また榛名・ツ岳洪沢テフラ直下層（IX層）でも、イネが多く量に検出され、稲作が行われていた可能性が高いと判断される。またX層（Hr-FA下層）やXII層（As-C混層）では、低い密度ながらイネが検出されていることから稲作を行っていた可能性がある。密度の低い原因としては、稲作が行われていた期間が短かったこと、土層の堆積速度が速かったこと、洪水などによって耕作土が流出したこと、採取地点が畦畔など耕作面以外であったこと、および上層や他所からの混入などが考えられる。

（古環境研究所）

班田収授法概略

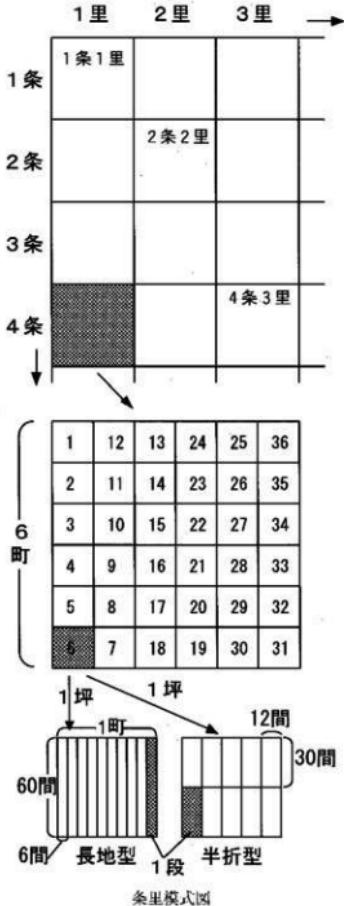
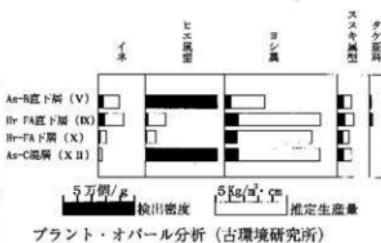
班田収授法では原則6歳以上の男女に、口分田を班給される。口分田の班給方法は、6年毎に作成される戸籍に基づき死ぬまで耕作ができるが完買することはできない。班田収授法が制定された目的は、豪族への土地集中を防ぐことと、農民の最低限度の生活を保障し、調・庸や兵士を確保するためである。班田基準は、良民男子は2段（約24アール）、良民女子は良民男子の3分の2にあたる1段120歩（約16アール、1段は360歩）が与えられた。口分田は、易田と呼ばれるやせていて隔年でないと耕作できない土地を与えることもあり、その場合は規定の2倍与えられることになっている。また令の規定に「其の地に寛狭あらば、郷上の法に従え」とあるので、実際は必ずしも規定通りにというようにはいかなかつたようである。

条里制に基づく水田跡の考察

班田収授法を行うために灌漑施設を整備し、条里制に基づく土地配分などの整備が行われた。条里制とは、土地を360分（約654m²）四方の正方形に区画し、南北に一条、二条、…、東西に一里、二里、…と称し、何条何里と表示した。1区画はさらに36等分され坪と呼んだ。坪はさらに細分され、大きく分けて3形態が考えられている。高崎市教育委員会『日高遺跡（Ⅲ）1981』によれば半折型水田→不規則水田→長地型水田の変遷が示されている。

本遺構では、畦19と畦5が坪境になると思われる。畦19はT字状に畦18と交わり、また畦幅も72cmと他の畦よりも幅が広い。同様に畦5は、畦6とT字に交わり、畦幅は80cmである。また畦19と畦5の間隔は107.7mであり、これは1坪の一辺（109m）と合致すると考えたい。

北関東自動車道建設に伴う发掘調査において本遺跡周辺の条理地割が示されている。これをもとに、昭和43年の都市計画図に本遺跡を合わせたものが道路周辺条里地割図である。畦19と畦5がこの条理地割に重なることがわかる。つぎに坪内の区割りについて考察してみる。



坪境である畦19より北側をA区、畦19から畦5の間の坪をB区、畦5より南側をC区とする。

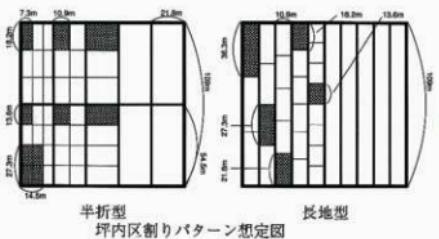
A区では、畦21がT字状に畦24と接し、また東西両区で検出しているのでA区内を分割する畦になると考えた。A区とB区を分ける畦19と畦21の距離は58.6mで、これは1坪の一辺109mの半分の54.5mと近似する。東西方向の畦21から畦22、畦23の間隔は12.2mと12.6mでこの間隔は、1坪の一辺から先の58.6mを引いた値の4等分(109-58.6)/4=12.6(m)と近似している。また、南北方向の畦は畦24のみであり、これらのことからA区は、半折型ではないかと考えた。

B区では、南北方向の畦18、畦10、畦8から想定される区割り想定線(南北)の間隔は10.9mであると考えた。B区のほぼ中央にある畦14はT字に畦10と接し、連続性がないので南北を分割する畦とは考えにくい。畦13は水口を伴い東西に延びるが区割りと考えられる他の事象が見当たらない。畦10は畦11ともT字に接することから、畦10を区割りとする南北方向の想定線を考えることができる。畦10を基準に東西に10.9m間隔の区割り想定線を引く。すると畦18、畦8がこの想定線にはば重なるように思われる。そしてこの線はC区の南北方向畦とも重なる。のことからB区の区割りは長地型ではないかと考えた。

C区では、A区同様に南北方向の畦が検出されないこと、さらに本調査区南側で行われた北関東自動車道建設に伴う発掘調査においてC区と同じ坪に入る水田が検出されているが、その周辺の状況は、南北方向の畦の間隔はおよそ20mであることを示している。これらのことからC区の区割りは、半折型と考えられる。

このように坪内における区割りを考えてみたが、想像の域を超えるものではない。そもそも坪内の区割りは、半折型か長地型かといった2者択一のものではなく、その折衷型であったり別の規則に基づくものかもしれない。

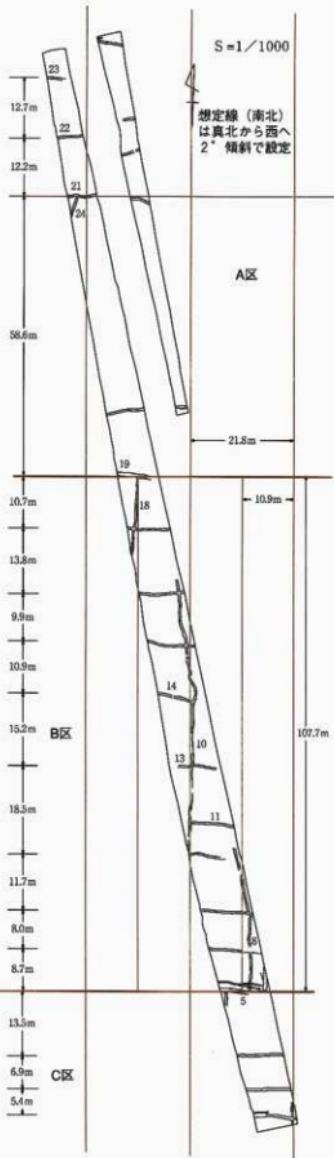
浅間Bテフラに埋没した平安時代末期の水田跡は、当時の人々の労働の証である。そしてこのような区割りを想定することは、良民男子は2段といった土地所有者の境界を明らかにしようとする試みでもある。本調査が、今後の歴史研究の一助になれば幸いである。(大崎)



参考文献

『日高遺跡(Ⅱ)』1980高崎市教育委員会

『横手湯田遺跡』『横手湯田遺跡』2002(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団





(附)屏東縣麟洛鄉文化村調查手冊
屏東縣麟洛鄉文化村調查手冊
2002

沙 錄

フリガナ	カメサトアラメンニイセキ
書名	龟里油免Ⅱ遺跡
副書名	都市計画道路下川亀里線工事に伴う埋蔵文化財発掘調査
巻次	
シリーズ名	
シリーズ番号	
編著者名	大崎和久 緋貫綾子 遠藤たか美
編集機関	前橋市埋蔵文化財発掘調査団
編集機関所在地	〒 371-0018 群馬県前橋市三俣町二丁目 10 番地 2
発行年月日	西暦 2005 年 3 月 22 日

所収遺跡名	所在地	コード		位置		調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号	北緯	東経			
亀里油免Ⅱ	前橋市亀里町 903 番1他	10201	16G56	36° 19' 58"	139° 05' 41"	20040419 20040531	2600 m ²	都市計画道路工事

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
亀里油免Ⅱ	水田跡	平安時代	水田 38 面	なし	なし

調査依頼者 株式会社 ベイシア 代表取締役 七尾 嘉雄

調査主体者 前橋市埋蔵文化財発掘調査団

調査担当者 大崎 和久 緋貫 綾子 遠藤たか美

調査参加者 阿部シゲ子 神澤とし江 井上 和久 橋本 茂 原田要三
中山 昭 秋元恵利子 森下 陽介 北爪 啓子

亀里油免Ⅱ遺跡 (16G56)

平成 17 年 3 月 22 日 発行

平成 17 年 3 月 14 日 印刷

編集・発行 前橋市埋蔵文化財発掘調査団
〒 371 前橋市三俣町二丁目 10 番地 2
TEL 027-231-9531
印 刷 松本印刷工業株式会社

